

《 会員管理システム運用開始のお知らせ 》

平素より本会運営にご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。
さて、昨今様々な分野でのデジタル化が進む中で、本会会員管理におきましても
作業効率化やペーパーレス等のデジタル化に向けて、新たに会員管理システムを導入致しました。
会員の皆様には今後ご自身のマイページにて情報を管理することができます。
今後の DX 化に向けてご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

会員管理システムの特長

- 1 会員管理のデジタル化
- 2 会員登録情報変更のリアルタイム化
- 3 入会のネット申込可能

マイページへのログインには、ご登録頂いているメールアドレスとパスワードが必要となります。
ログイン方法につきましては、総会資料郵送時にご案内を同封いたします
ので、ログインの上、ご自身の会員情報ご確認を宜しくお願い申し上げます。

※メールアドレスが未登録の方にも全員ログインできるよう、初期メールアドレスとパスワードを設定しております。

相互扶助委員会

法 律 相 談

大鍼会会員の方は、顧問弁護士による無料法律相談をご利用いただけます。
鍼灸業務に関する事はもちろん、個人的な日常生活でのトラブルや悩みなどもご相談頂けます。

実施日時

事前にご予約して下さい。

予約受付時間

平日の午前9時30分から午後5時30分まで
※予約時に会員である旨、地域、氏名、治療院名等をお伝え下さい。

利用料（費用）

無料
※弁護士業務依頼には、別途料金が発生します。

対象者

(公社)大阪府鍼灸師会会員

相談時間

1案件、30分以内 (注) 相談内容や事実の流れ等を簡潔にまとめてお聞き下さい。

水都法律事務所 緒方 雅子弁護士 TEL 06-6311-5881

CONTENTS

M1

会員管理システム運用開始のお知らせ

法律相談

M2

「(公的) 審査委員だよ Re:」No.34

公益社団法人 大阪府鍼灸師会
令和6年度 第5回理事会 議事メモ

M3

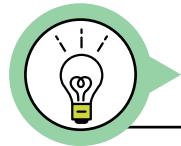
公益社団法人 大阪府鍼灸師会
令和6年度 第5回理事会 議事メモ

M4

令和7年度
鍼灸マッサージ利用補助事業について

広告募集
令和7年3月度 会員動態報告書

【広告】パート募集



往療、訪問施術料の算定などについて

民生労災委員 森下 輝弘



往療とは

- ・「突発的な事由」(既に施術の必要性の同意を受けている傷病又は症状の悪化や、自宅等における転倒による骨折・捻挫により歩行困難となった場合)によって往療し施術した場合(マッサージの場合、同意書に訪問・往療の同意が無い場合は、新たに訪問・往療の同意のある同意書が必要)
- ・往療料と施術料として算定する
- ・同意書を交付した医師との連携が必要
- ・突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して14日以内については、往療料は算定できません
- ・当該往療後も歩行困難などで通院する事が困難な状態で、定期的ないし計画的に患者宅に赴き行う施術は訪問施術料とする
- ・支給申請書には、突発的に発生した往療を行った日(往療として◎を記入)及び当該往療を必要とした理由の記入をし、「摘要」欄には連携した医師の氏名、保険医療機関名及び連携した日等を記入する。
なお、「摘要」欄への必要事項の記載がない場合には返戻の対象となります。
- ・施術録に同意医師への報告を行うなど連携した旨を記載すること



訪問施術料とは

- ・歩行困難などで通院する事が困難な患者宅に、「定期的ないし計画的」(施術の頻度や日時等を予め決めた上)な訪問により施術を行う場合
- ・施術料と訪問に係る往療料を包括した訪問施術料として算定する
- ・支給申請書には、同一日・同一建物で訪問施術を行った患者総数に応じて、訪問施術料を算定する
- ・訪問施術料1(1人)、訪問施術料2(2人)、訪問施術料3(3～9人)、訪問施術料3(10人以上)
- ・同一日に同一の患者に対しては、施術管理者(あはきの複数の施術管理者が配置されている施術所においては、当該施術所)単位で、午前と午後などに分けて赴いた場合も患者の総数で算定する
- ・同一日に同一の患者に対して、はり、きゅう及びマッサージに係る訪問施術を行った場合、同一の施術管理者(あはきの複数の施術管理者が配置されている施術所においては、当該施術所)の支給申請において、訪問施術料は別々に算定できない
- ・あはき併用での訪問施術料が算定できない支給申請書は、「施術料」の「通所」に記載し、施術日に◎を記入する
- ・同一日に同一の患者は、はり、きゅう、マッサージの支給申請書それぞれの「摘要」欄にはり、きゅう、マッサージ両方の訪問施術をおこなった旨とその日付を記入する。なお、「摘要」欄への必要事項の記載がない場合には返戻の対象となる
- ・施術録の「往療km」の欄に患者の総数を記載すること

令和6年度 第6回理事会 議事メモ

出席理事：堀口正剛 南 治成 荒木善行 久保俊仁 浅井和俊 森下輝弘 永澤至子 北川 肇
清藤直人 廣橋久美子 新名美恵 吉村春生 吉野亮子 丹波徹二 (順不同)
出席監事：得本 誠 欠席：三宅なつえ 岩津優希 喜多伸治 浜田 暁

1. 日	時	令和7年1月19日(日) 13時00分～
2. 場	所	大阪府鍼灸師会会館4階会議室
3. 司	会	理 事 浅井和俊
4. 議	長	会 長 堀口正剛
5. 議事録作成	人	理 事 吉野亮子

【出欠確認】 ■理事17名 出席数：14名 欠席数：3名 ■監事2名 出席数：1名 欠席数：1名

I. 開会の辞 理 事 南 治成
II. 挨拶 会 長 堀口正剛
III. 報告 正副会長報告

【大鍼会報告】

正副会長会議(1月16日)

・堀口会長

災プロ 三輪先生と打ち合わせ、全国師会長会議、豊中地域 忘年会、医師会 中尾正俊前会長 お別れの会、オリエンテーション&新年互礼会、医師会 新年互礼会、大阪マラソン研修会 懇親会、新年互礼会(理学療法士会、作業療法士会、柔道整復師会、鍼灸マッサージ師会)
日本財団の件：総合収支金額の訂正 12,384円→22,384円 ボランティア活動で使用する脱衣かごの購入代金に充当。
三井住友カードキャッシュレスサービスの案内：保険協会はすでに開始。地域代表のMLに案内。

・南副会長

病院関係5団体の互礼会に出席

・荒木副会長

要穴カルタ大会(森ノ宮医療学園専門学校)、全日本鍼灸学会近畿支部集会(明治東洋医学院専門学校)、霊枢勉強会、新入会員オリエンテーション、新年互礼会(大阪府医師会、診療放射線技師会、臨床検査技師会)

・久保副会長

前大阪府医師会会長 中尾正俊先生を送る会、大阪医療技術学園卒業研究優秀発表会、新年互礼会(歯科技工士会)

【日鍼会報告】

・南副会長

全国師会長会議：片山さつき議員の講演。介護分野での鍼灸の活用について話した。
日鍼会の執行部が中国大使館にて鍼灸分野の連携について話し合いをした。
国際委員会では、各養成校に対し、国際連携についてアンケートを予定。

・荒木副会長

第2回日鍼会・全日学学術研修連携会議(WEB)、厚生労働省団体等検定制度 厚労担当官との面談(WEB)、NELS コンテンツ専門領域研修コース(PDS)第9弾配信※1
スポーツ鍼灸・研修合同会議(WEB)、全国師会長会議、医療連携講座第1回運営会議(WEB)、総合診療科との連携MTG(WEB)、業務執行委員会(WEB)
リスクマネジメント研修会Part2運営会議(WEB)、NELS コンテンツ専門領域研修コース(PDS)第10弾配信、スポーツ鍼灸・研修合同会議(WEB)

・新名理事

第一生命補償プラン制度が退会者増加により維持が困難になっている。65歳まで加入可能。
毎年2月に東京ビッグサイトで行われる健康博覧会の打ち合わせ。
東京海上賠償責任保険の受付の事務処理(大鍼会の事務手数料が2年間日鍼会から入っていない。確認の上送金の依頼済。
東京海上からはすでに入金されているが、日鍼会の事務の事情により遅延。



【その他報告】

- ・連盟総会（南副会長）
今年度連盟総会は本会総会と同日にするが、来期からは会計年度に合わせ、連盟総会は2月に鍼灸保険協会と定期総会度一緒に行う。
- ・ECサイトの件（荒木副会長） サーバーとドメインの契約をし、一昨日本番用が完成。法人管理委員会にメールアドレスとパスワード送り、本番用になっている。
1月中に管理者対象に再度説明会をzoomで行い、2月には会員向けに発表、今年度中には実働する。
- ・要穴カルタ大会の件（三宅理事 代理森下理事） 予算立てが不明瞭ではないか➡各学校との交流という名目事業計画に入っており、法人管理に予算は入っている。
主催は日鍼会であるが、実働は大鍼会普及が担当実施していたが、謝金等不明瞭な点があった。
次年度からは完全に事業運営は東洋療法学校協会、後援は日鍼会がすることとなる（荒木副会長）。
- ・業界案内の件（丹波理事） 大阪医専など学校協会に加盟していない学校への業界案内については、どのようにするべきか。
業団と専門学校とのおつきあいについては、学校協会からの提言がある案件以外は、学校協会に加盟の有無は考えなくても良い。（南副会長）
業界案内（大阪医専、大阪行岡医療専門学校、大阪ハイテクノロジー専門学校で業界案内）に行った。
- ・中間監査報告（得本監事） p.52 監査報告書に間違いのないことを報告。

【委員会報告】

IV. 議 案

第1号議案 会員動態（北川理事）P1～P3

正会員申請 原田正美先生、中西良子先生 ➡ 全会一致 承認

資料p1 Ⅲ会員種別変更 ●を○に修正

賛助会員申請 澤山欣佑先生、左川清次先生、上田静生先生 ➡ 全会一致 承認

・新入会者にメールアドレスの記載をお願いしていたが、全部集まっていない（廣橋理事）

申し込み用紙にメールアドレスの記入欄を加える（南副会長）。

本籍地は行政でも使わなくなってきているのも鑑み、会員登録簿の改訂（本籍の欄を削除してメールアドレスの欄に変更し、入会時メールアドレスは必須の記載項目とする）。

北川理事より仲島さんに連絡指示する

第2号議案 求人広告掲載の件（廣橋）

「Fresh」広告掲載規定

p.5 23. 修正➡ 鍼灸院、鍼灸整骨院、鍼灸マッサージ院など施術所の広告とみなされるもの。

p.6 Fresh 発行日➡2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回

ほか、文言修正あり ➡ 全会一致 承認

第3号議案 団体所得保障保険の件（北川） ➡ 全会一致 承認

第4号議案 謝金請求の件（浅井） 会員以外の人に謝金を出す ➡ 全会一致 承認

謝金規定の文言について ➡ 修正内容については次回再提出

第5号議案 （再審議）会計規程の件（森下・浅井）

第28条 預金通帳およびカードは法人管理委員会財務担当者が管理し、常に鍵のかかる場所で保管する。銀行印は法人管理委員会総務担当者が保管し、常に鍵のかかる場所で保管する。
この規定は2025年1月19日をもって施行する。 文言修正あり、かつ一部修正あり ➡ 全会一致 承認

第6号議案 霊枢勉強会と学術講習会の同日受講料の分割の件（清藤）

・アーカイブ配信等コスト高による負担増

・午前と午後の受講者を明確にし、会員管理システムに正確に反映させるため来年度より1講座につき1000円と改訂する ➡ 全会一致 承認

第7号議案 普及啓発委員会事業計画書の件（浅井） ➡ 全会一致 承認

第8号議案 令和7年度定時会員総会会の件（浅井） ➡ 全会一致 承認

第9号議案 令和7年度選挙管理委員選出の件（浅井）P23 ➡ 全会一致 承認

第10号議案 令和7年度予算案・事業計画案の件（森下・浅井）

予算案の件

・学術の研修会・講習会事業収益が前年度300万円で計上されていたので、約170万円減になる。実際には100万円を切っていたので、アーカイブの収入30000円×12か月を入れ、134万円計上している。（森下理事）

・ECサイトの減価償却費が5年間、サーバーの年会費を考慮する必要がある。

・公益事業比率の按分比率の見直しが必要かと思う。 按分比率については、根拠も含めて精査しなোস。（南副会長）

・賠償保険収入の見込みは入っていないのか（堀口会長）

・各委員会で、10%位カットできないか、再確認する

事業計画の件

・運営方針に、「公益社団法人としての質の向上」を入れる

・スポーツイベントの支援事業、摂津市民マラソン削除、高槻クロスカントリー大会は令和8年に修正

・会員の相互扶助に関する事業、税務に関する講習会削除

・会員の健康管理・維持（人間ドック）削除

・青年会員活動事業、「準会員への」を削除し、広報事業に移動

・法人管理事業、日程の確認 ➡ 予算案・事業計画案については、以上の方向性で再調整し、3月の理事会で決定する

第11号議案 （再上程）電子カルテの件（荒木）

丹波理事：会にお金が無い状態で、なぜ伊藤先生のカルテにお金を使うのか。スポーツの分野では必要がない。

森下理事：財務的に難しい状況。現予算案ですでに約170万円の赤字。現在療養費の請求では紙の施術録しか認められない。個人の株式会社に投資するのはおかしい。

厚生労働省は電子カルテを推進していて、行政はそこに入りたかったが、鍼灸は医療ではないのでシャットアウトされた。

北川理事：財務上無理があります。行政機関、監督官庁の許可がない。本案件は当会だけで処理できません。保険請求上も自費でも施術録しか認められていない。

明治国際医療大学、学校協会など、他の組織が導入していない。本当に伊藤先生の電子カルテを広めたいなら、先ず監督官庁の許可をとり、はり師きゅう師の身分を

医療にして、伊藤先生の所属する明治国際医療大学、学校協会をはじめ、日本鍼灸師会でも盛り上げてからの話です。

近い将来、クレジット決済導入のことも考えておかないといけない。現予算案で約170万円の赤字の状態で、クレジット決済を導入するのであれば、さらに経費が掛かります。

3年後、5年後を見据えてといっても、これ以上電子カルテの経費も増やすと組織がそれまでもたない。財務担当理事を経験して、現在も財務担当委員として財務内容は把握

しているので電子カルテを認めるわけにいかない。財務的に組織に必ず損害が出る案件です。可決しても実質破綻するので無理があります。僕は反対します。

南副会長：行政機関、監督官庁の許可など出るわけがない。施術録しか認められないというのは、近畿厚生局の担当者の意見であり、厚生労働省の意見ではない。電子請求になることは、

監督官庁が認めている。1つの考え方として、先行投資としてどう考えるのか。無料プランも有り得る。日鍼会もやりたい気持ちはあるが、別件を優先している。

京都府鍼灸師会は導入する。伊藤先生のカルテは、基本的には療養費は視野にいれていないが、療養費が電子申請になった時には、すぐに繋げることはできるとのこと。

厚生労働省が進めているHL7 FHIR※に準拠していれば可能であるが、現在対応しているのは、セイリンと伊藤先生のソフトのみ。

※米国のHL7協会が開発した医療情報交換のための新しい標準仕様（規格）

引用：https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000708279.pdf 2025/01/27

得本監事：年度末に近くなってきたら、総務と財務を介して正副会長会議をすれば、今日こんなに長引くということにはならない。重要な案件の時は、正副会長と財務で話を詰めてから

理事会に臨んでください。森下理事、北川理事の意見が多いが、他の理事も意見を出すように。

吉野理事：会員向けに、誰がどのようにソフトの使用を普及していくのかわからない。ビックデータ解析をするのであれば、大阪だけではなく、もっと多くの組織の使用が必要で

はないか。

清藤理事：20代、30代の会員であれば、無料なら使おうかな？と安易に思うのではないか。

新名理事：現在すでに電子カルテを使用している。良いのはわかるが、移行するには手間がかかる。もう電子カルテを使っている人もいるので、すべての会員が新しい電子カルテを使うとは

思えない。

永澤理事：パソコンが得意ではないものにとって、時間がかかるのではないか

廣橋理事：内容がわからないものを、使うかどうか判断できない。個人の会社というのが気になる。

南副会長：代表は伊藤先生になっているが、明治国際医療大学のベンチャー企業で、明治国際医療大学、ワコール、オムロンなどの京都の企業が出資し、共同開発、

共同研究をしているらしい。

丹波理事：南副会長の話では日鍼会の優先順位はこれではないとのことだが、大阪の優先順位はこれなのか。

堀口会長：大阪の特長にでき、将来性があると個人的には思っている

荒木副会長：新規会員獲得のための一つとして出している。学校協会、大学協議会、全日本鍼灸学会、日本鍼灸師会、全日本鍼灸マッサージ師会の代表者が集まり、

標準参照資料を作成している。

南副会長：会員の中でも、若い人、準会員くらいの年代向けを想定している。

吉野理事：それなら、学校教育の中で導入すればよいのでは

荒木副会長：いずれはそうなる

吉村理事：電子カルテの件、色々な意見があるが、まずは無料で、使いたい人は使えばいいと思う。 ➡ 継続審議

V. 閉会の辞 会長指名理事 吉村理事

以上

【大阪府教職員互助組合】令和7年度鍼灸マッサージ利用補助事業について

法人管理委員会

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の活動につきまして格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当会では、令和7年度も引き続き鍼灸マッサージ利用補助事業を継続させていただきます。

会員の皆様、引き続き取り扱いますようお願い申し上げます。

■ 継続期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

取り扱い詳細については本会事務局へお問い合わせください。

■ お問い合わせ先

公益社団法人 大阪府鍼灸師会 事務局

住所：大阪市北区松ヶ枝町 6-6
TEL：06-6351-4803
FAX：06-6351-4855

●2025 年度補助券（表面）

2025年度 鍼灸・マッサージ利用補助券		施術所記入欄	
有効期間	2025年4月1日から2026年3月31日まで	施術所名	
補助額	500円	住所	
会員氏名		施術者名	
扶養家族名		施術日	年 月 日
		施術料	
		大阪府教職員互助組合 各協会確認印	

補助券に氏名記載の現職会員本人とその扶養家族のみ有効です。[施術印]に資格のある方

●2025 年度補助券（裏面）

(使用上の注意)

① 本券は、本会に登録している施術所でのみ使用可能。
② 補助券に氏名記載の現職会員本人および扶養家族のみ有効（施術印に資格のある方）。
③ 補助券は、1枚につき、1回の施術にのみ使用可能。
④ 補助券が1枚1,000円以上の場合にのみご利用いただけます。
⑤ 本券は、施術所へ到着後、すぐに返却してください。
⑥ 本券は、金銭と同等のものであり、紛失等による再発行はいたしません。
⑦ なお、本補助券が使用できない場合や予約が必要となる場合がありますので、必ず事前に施術所へご確認ください。

○ 1枚の補助券につき、施術料の半額以内で補助券5枚までの使用に限ります。（下表参照）

施術料	補助券
1,000円～1,999円	1枚 500円
2,000円～2,999円	2枚 1,000円
3,000円～3,999円	3枚 1,500円
4,000円～4,999円	4枚 2,000円
5,000円以上	5枚 2,500円

○ 利用方法等に関する問合せ先
大阪府教職員互助組合 06-6762-7183

○ 近隣組合と協定している団体（施術所に関する問合せ先）
（公社）大阪府鍼灸マッサージ協会 06-6624-3333
（公社）大阪府鍼灸師会 06-6351-4803
（一社）全和歌山県鍼灸マッサージ協会 073-488-4577
（一社）和歌山県鍼灸師会 073-753-1101
（一社）和歌山県鍼灸マッサージ協会 073-475-7773
（一社）奈良県鍼灸マッサージ協会 0742-26-7629

● 広告募集

編集・情報化委員 廣橋久美子

広告（求人・宣伝）を募集しております。

大阪府鍼灸師会では、会員様はもちろん、会員以外の方や企業・団体様からの広告（求人・宣伝）を募集しております。ご依頼の広告は広報誌「Fresh」やメールマガジン「いかなごう」へ掲載することができます。

料金、サイズ、広告掲載規程などについての詳細はこちらから。



掲載申込書は公式ホームページの「様式集ダウンロード」から。



令和7年3月度 会員動態報告書（敬称略）

（組織担当 北川 肇）

■ 正会員入会申請

(B 会員) 田中和久

■ 準会員申請(9 名)

サラテタカノ恵実 妹背美和子 山中雄貴
岸本侑歩 海老田光弘 森五郎
三代達也 森田恭弘 横沼理絵

■ 登録事項変更 無し

■ 会員相続権申請 無し

■ 会員種別変更(1 名)

(吹田地域) A→B 宮崎敏三

■ 賛寿会員申請(1 名)

(河南地域) 福西佐元

■ 会員復活申請(3 名)

(東住吉・平野地域) 金相哲
(河北地域) 谷山文陽
(守口地域) 西山俊雄

■ 協賛会員申請 無し

■ 退会届(2 名)

川戸恵美子 新阜宏基

パート 鍼灸師 急募!!

仕事内容 施術を中心とした鍼灸師業務
揉みほぐしも出来る方歓迎

応募要件 鍼師、灸師必須 ★年齢不問

鍼灸師として、鍼灸院、整形外科などで施術の経験のある方
柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、あれば尚可
※雇用期間の定め1年（原則更新）更新上限なし

給与(時給) 1700円 ※試用期間3か月1500円

時間 8:30～12:00

月～木曜日と土曜日の週5日勤務
★午前からの勤務★残業なし

休日 日、祝休み、お盆、年末年始

※水、木、土曜日の午後は休診

待遇 交通費支給(上限20000円まで)

お気軽にお電話下さい。応募、お問い合わせはこちら

医療法人善医会 玉田整形外科

大阪市東住吉区湯里6-14-14 ☎ 06-6702-7887